

8第4号陳情 東大和市議会設置条例の疑義解明を求める陳情

受 理 年 月 日 令和8年5月12日

陳 情 者 東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵183-3
立憲共和党代表 角田 統領

付託する委員会 総務委員会

▲第1 陳情の趣旨

1 「東大和市議会事務局設置条例」(昭和39年条例第33号)の「事務局」は、東大和市行政手続条例第7条の「事務所」であるかについて、明らかにすることを求める。

2 東大和市議会設置条例の疑義解明を求める。

1) 東大和市議会に、東大和市行政手続条例は適用されるか。

2) 東大和市議会は、行政手続条例第7条の「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない」の行政庁であるか。

3) 東大和市行政手続条例第7条の「申請」に、地方自治法第124条の「請願」は含まれるか。

4) 東大和市議会議長は、行政手続条例第7条の「行政庁」であるか。

5) 東大和市行政手続条例第7条の「申請」の様式は、第何号か。

6) 東大和市行政手続条例第7条の「申請」に対する「処分通知」の様式は、第何号か。

7) 東大和市議会に、憲法第16条及び請願法は適用されるか。

8) 地方自治法第124条(議会に対する請願)の「請願」は、憲法第16条の「権利」であるか。

9) 東大和市議会は、合議機関としての議決機関であるか。

10) 東大和市議会議長は、独任機関としての執行機関であるか。

11) 東大和市議会は、請願法第5条の「官公署」に該当するか。

12) 東大和市議会議長は、請願法第5条の「官公署」に該当するか。

13) 請願法第5条の「受理」は、東大和市行政手続条例第2条の「処分」であるか。

14) 東大和市議会における、東大和市行政手続条例第7条の「申請」の「受理」(同条例第2条第3号)は、同条例第2条第2号の「処分」であるか。

15) 日本国憲法第93条第1項は「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と規定し、地方自治法第89条で「普通地方公共団体に議会を置く。」と規定しているが、「置く」の行為主体は「誰」か。

16) 東大和市議会が「置」かれた年月日は、いつか。

17) 東大和市議会は、東大和市行政手続条例第7条の「行政庁は、申請がその事務所に到達したとき」の「事務所」の『位置』を条例で定めているか。

「東大和市議会事務局設置条例」(昭和39年条例第33号)の「事務局」は、東大和市行政手続条例第7条の「事務所」であるか。

18) 東大和市議会が行政手続条例第7条の「事務所に到達」の成立要件である「事務所の位置」を条例で定めていない場合は、同市議会は住所不定となるか。

19) 東大和市議会が行政手続条例第7条の「事務所」の「位置」を条例で定めていない場合は、「申請がその事務所に到達したとき」は成立しない、すなわち「門前払い」になるか。

20) 東大和市行政手続条例第7条の「申請がその事務所に到達したとき」の「事務所」の位置不定に起因する不成立は、請願法第5条の「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」における「(不) 適合」の処分に直結するか。

21) 「処分」であるか否かの判断基準は、最高裁大法廷平成20年9月10日判決の「法的地位に変動をもたらす」か否か、によるか。

22) 東大和市議会の「事務所の位置」の不定は立法不作為であるか。

23) 「東大和市議会事務局設置条例」は、行政手続条例第7条の「行政庁」としての東大和市議会の「事務所の位置」の設置条例であるか。

24) 「東大和市議会事務局設置条例」は、行政手続条例第7条の「行政庁」としての東大和市議会議長の「事務所の位置」の設置条例であるか。

25) 東大和市議会行政手続条例施行規則(平成9年5月30日・議会規則第1号)の根拠となる東大和市議会行政手続条例は、制定されているか。

▲第2 陳情の原因

1 東大和市議会行政手続条例施行規則が、東大和市の例規集に掲載されている。

【東大和市議会行政手続条例施行規則

・平成9年5月30日

・議会規則第1号)】

2 東大和市の例規集に、東大和市議会行政手続条例は、掲載されていない。

▲第3 陳情の理由

1 東大和市議会行政手続条例が制定されていないのに、条例施行規則が制定されることは、立法禁忌であり、適法性に欠ける。

2 関係法令等に、次の記載がある。

1) 司法行政

【A Iによる概要

司法と行政は三権分立に基づき、それぞれ裁判所（司法権）と内閣・行政機関（行政権）が担当する異なる国家作用です。行政は公共サービスの実施、司法は法による争訟解決を担います。司法行政は、裁判所の円滑な運営（人事、設備管理、会計）を行う事務であり、裁判所自体が独立して行います。

裁判所法における司法行政事務は、裁判所の円滑な運営を確保するための組織・事務管理を指し、最高裁判所（長官・裁判官会議）や下級裁判所長官が主体となって実施します。主たる条文は裁判所法第80条～第83条で、司法行政権の最高機関や長官の指揮監督権が規定されています

2) 裁判所法に次の規定がある。

【第六編 司法行政

裁判所法第80条（司法行政の監督）

司法行政の監督権は、左の各号の定めるところによりこれを行う。

- 一 最高裁判所は、最高裁判所の職員並びに下級裁判所及びその職員を監督する。
- 二 各高等裁判所は、その高等裁判所の職員並びに管轄区域内の下級裁判所及びその職員を監督する。
- 三 各地方裁判所は、その地方裁判所の職員並びに管轄区域内の簡易裁判所及びその職員を監督する。
- 四 各家庭裁判所は、その家庭裁判所の職員を監督する。
- 五 第三十七条に規定する簡易裁判所の裁判官は、その簡易裁判所の裁判官以外の職員を監督する。】

【裁判所法第81条（監督権と裁判権との関係）

前条の監督権は、裁判官の裁判権に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。】

【裁判所法第82条（事務の取扱方法に対する不服）

裁判所の事務の取扱方法に対して申し立てられた不服は、第八十条の監督権によりこれを処分する。】

3) 地方自治法に、次の記載がある。

【地方自治法第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】

【地方自治法第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、

その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。】

【地方自治法第89条

普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

2 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

3 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。】

4) 「行政庁の事務所の位置」について、次の記載がある。

【A Iによる概要

行政庁（地方公共団体）の事務所の位置については、主に地方自治法第4条によって定められています。この規定により、都道府県や市町村は事務所の位置を定めたり変更したりする際、条例でこれを定めなければならないとされています。

1. 地方自治法 第4条（事務所の位置）

2. 地方公共団体は、その事務所（都道府県庁、市役所、町役場など）の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。】

【A Iによる概要

最高裁大法廷平成20年9月10日判決（浜松市上島駅周辺土地区画整理事業訴訟）は、土地区画整理事業の事業計画決定の「処分性」を認めた記念碑的な判例です。約40年間維持された「青写真判決（昭和41年）」を覆し、住民が早期に事業計画の取り消しを求めて提訴する道を拓きました】

【A Iによる概要

最高裁は、在外邦人が国政選挙や国民審査で投票できない（または制限される）現状を「違憲」とし、国会が立法措置を怠った「立法の不作为」を違法と認定しています。2005年（在外選挙権訴訟）と2022年（国民審査訴訟）の判決で、在外投票制限の違憲性と国家賠償責任が認められました。】

【A Iによる概要

東大和市議会に関する主要な条例は、議会の事務を扱う「東大和市議会事務局設置条例」（昭和39年条例第33号）です。これに基づき、議会事務局が設置され、職員の定数は市職員定数条例に準拠します。また、定数は22人（東大和市議会議員定数条例）と定められています。】